

鳥取県版業務継続計画（BCP） 策定推進に関する基本指針

[第2次改訂版]

平成24年6月

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針 （目次）

はじめに

1	基本事項	
(1)	業務継続計画（BCP = Business Continuity Plan）とは	1
(2)	業務継続計画（BCP）策定主体	2
(3)	基本理念	2
(4)	業務継続の基本方針	2
(5)	知事によるマネジメント	2
(6)	非常時優先業務の範囲	2
(7)	地域防災計画との関係	3
2	BCPの策定目的	4
3	推進体制	
(1)	推進会議	4
(2)	ワーキンググループ（WG）	4
(3)	コアメンバー会議	4
4	BCPの策定推進に当たっての留意事項	
(1)	面的BCP（県、市町村、企業、医療・福祉施設）の推進	4
(2)	あらゆるリスクへの対応	4
5	BCP発動時（被害が広域にわたる場合）の各主体の役割	5
6	BCPの検討事項	
(1)	BCPの必修要素	7
(2)	必要資源（リソース）の検討	7
(3)	タイムラインの設定	7
(4)	タイムラインの統一	8
(5)	BCP作成の進め方	8
7	東日本大震災の主な教訓と反映	
(1)	主な教訓	8
(2)	BCPへの反映	9
(3)	必要な資源（リソース）への被害の考え方	9
8	鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議における体制、推進方針、スケジュール	
(1)	体制	13
(2)	推進方針	13
(3)	スケジュール	13
9	各ワーキンググループ（WG）における体制、策定方針、スケジュール	
(1)	県庁BCP	13
(2)	市町村BCP	14
(3)	企業BCP	14
(4)	医療BCP	14
(5)	福祉施設BCP	15
11	鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進にかかる全体スケジュール	17
12	業務継続計画（BCP）策定後のマネジメント（持続的な改善）	17

参考資料

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議設置要領	20
参考ホームページ一覧	22

はじめに

東日本大震災では、災害応急対策の司令塔となるべき自治体の職員や庁舎自体が被災したことに加え、全国規模の物資・燃料の不足、物流の停滞などにより、これまでの想定を超えた広域大規模災害が発生した。

行政機能の喪失・低下、企業活動の停止・中断により、被災地住民は十分な公的支援を得られず、また、生活の糧を得るための経済活動の回復も遅れ、いつまでも被災者の境遇から抜け出せない状態となり、それが更に、企業活動の回復を遅らせる悪循環に陥った。

また、大規模災害時には、自由な経済活動の前提となる市場の機能、更には、社会の仕組み全体が損なわれており、個々の企業・団体が平時の活動を前提とした事業の継続を試みても、それだけでは必ずしも十分に機能しない。このような状況においては、県、市町村、医療、福祉施設等の関係機関、個々の企業・団体は、資源（リソース）が不足している状況を踏まえ、互いに連携しながら、持てる人的・物的資源を積極的に活用して、災害復旧や被災者支援等の社会貢献活動に従事し、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努める必要がある。

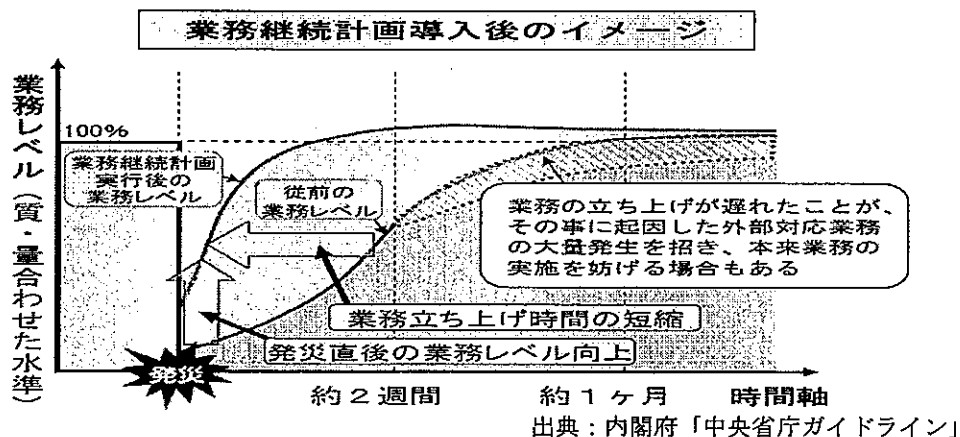
更に、県、市町村、医療、福祉施設、企業・団体のいずれか一部門でも事業継続ができないと被災地域の全体的な早期回復に繋がらないため、産官民の枠を超えた連携が重要である。そのことが、社会・経済の秩序をいち早く回復し、個々の企業・団体の利益や住民の安定的な生活につながることもなる。社会全体の機能維持と個々の団体・住民の活動の継続は、密接につながっており、一体として取り組むべきテーマである。

鳥取県においては、このような教訓と考えを基に、住民、県、市町村、企業、医療・福祉施設などの主体が、相互にサプライチェーンで深く結びついていることを踏まえ、大規模災害発生時においても業務を継続あるいは早期に回復することが地域全体の復旧・復興につながり、住民の安全・安心で豊かな暮らしを継続できるとの認識を共有するとともに、実効性ある業務継続計画を策定し、継続的運用を図ることで、「災害に強い鳥取県」を実現する。そのためオール鳥取県として取り組むべき方針を県内関係主体で共有するとともに、各主体が BCP を策定するうえで留意すべき事項を示すため、この「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針」を策定する。

1 基本事項

(1) 業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）とは

災害発生時における応急業務に加え、通常業務のうち、継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源（人員、事業所、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生後の業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画である（以下、「BCP」という）。



(2) BCP策定主体

県庁、市町村、企業、医療・福祉施設

(3) 基本理念

災害時における早期復旧・復興のため、各 BCP 策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。

(4) 業務継続の基本方針

各 BCP 策定主体は、災害、事故等の危機発生時に次の方針に基づき業務を継続・早期復旧させる。

<基本方針 1>

人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

<基本方針 2>

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール鳥取県で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。

<基本方針 3>

通常業務は非常時優先業務を最優先とし、業務資源（リソース）の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

(注)「オール鳥取県」の考え方・・・現代社会で失われがちと言われるコミュニティの機能が息づいている本県の特性を生かし、「支え愛」を基本として、互いに助け合い、「絆」を深めることが復興に結びつく最大の力となるという認識のもと、関係機関が互いに連携しながら対応にあたる。

(5) 知事による総合的な調整

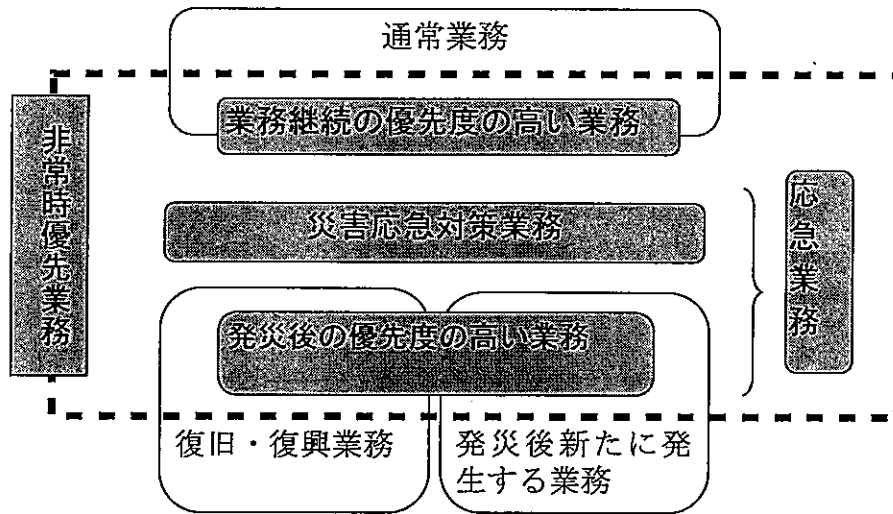
災害、事故等の危機発生時において、それぞれの BCP 策定主体で対応可能な場合は、個々の BCP によるマネジメントを実施するが、被害が広域にわたり、県内他地域、他県、更には国などに応援を求めなければならない場合は、「オール鳥取県」での最適化を図るため、優先順位を付けながら、知事が総合的に調整をする。

なお、知事の総合的な調整は、災害対策本部の場を活用して行う。

(6) 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、発災後直ちに実施すべき「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」や「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務（以下「応急業務」という。）に加え、「通常業務のうち業務継続の優先度の高い業務」をいう。

<非常時優先業務の範囲図>



(7) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、県や市町村等の防災機関が連携して実施すべき、予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画であり、一方、業務継続計画（BCP）は、災害や事故、事件などで、事業所、庁舎自体、社員・職員などが深刻に被災し、業務資源が制約を受けた場合に、組織全体で実施すべき非常時優先業務を実際に実行するための計画である。

<業務継続計画（BCP）と地域防災計画の比較>

区分	業務継続計画（BCP）	地域防災計画
主体	県、市町村、企業、医療・福祉施設等	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関
計画の内容	災害時に、事業所の業務資源が制約を受けた場合においても、業務を継続、早期復旧させるため、非常時優先業務を適正に遂行できるよう、組織全体をマネジメントするための対策等を予め検討し、定めるもの。	災害対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関が平時、有事の際などに、それぞれ何をすべきか総合的に定めるもの。
対象業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 優先度の高い通常業務 災害応急対策業務 優先度の高い復旧・復興業務 発災後新たに発生する優先度の高い業務 	<ul style="list-style-type: none"> 予防業務 災害応急対策業務 復旧・復興業務

2 BCPの策定目的

- (1) 各主体が、いつ発生するかを予測できない災害、事故等の危機に対して、深刻な被災時でも、県民が大きな支障がなく暮らすために必要な業務（各種サービス、医療、福祉、就労、生産、販売等）を継続するための手順、戦略を日頃から備えておくことにより、適切な対応を迅速に実施する。
- (2) 自治体の機能を喪失させない体制づくりによる継ぎ目のない被災者支援
- (3) 企業活動の継続・早期復旧による被災地の雇用喪失の抑制や早期復興のための体制づくり
- (4) 県内企業の災害、事故等の危機対応能力向上による平常時を含めた優位性の確保（災害等の発生時でも安定的なサービス供給が得られるとの信頼確保による）
- (5) 業務に必要な資源に着目することにより、全ての災害、事故等の危機に対応し、PDCA サイクルによるスパイラルアップによりその実効性を高め、安全・安心で豊かな暮らしを地域づくりを目指す。

3 推進体制

BCPの策定を進めるため、以下の組織を設置し、各分野と連携を図りながら、推進していく。

(1) 推進会議

県内民間企業、医療・福祉施設、市町村、県等の代表者による推進会議を設置し、オール鳥取県体制で地域と一体的に作成を推進する。（適宜開催）

なお、推進会議にはアドバイザーを設置し、BCPに関する助言を得る。

(2) ワーキンググループ（WG）

推進会議の下に、県庁、市町村、企業、医療・福祉施設のワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置き、具体的な取組、検討を実施する。（随時開催）

(3) コアメンバー会議

推進会議と各WGとの間の調整的な組織として、WG主要メンバーが構成員となるコアメンバー会議を設置する。（随時開催）

4 BCPの策定推進に当たっての留意事項

(1) 面的BCP（県、市町村、企業、医療・福祉施設）の推進

ア これまでの点の災害から面の災害に対する対応へ（局所から広域への対応とタイムラインと被害想定との足並みを揃えたBCPの策定へ）

イ 県全体の事業継続力を向上させ、被害（特に経済面）の軽減と早期の復興が図れるようにするとともに、地域防災力の向上と県内産業の他地域に対する優位性の確保・地域住民の安全・安心で豊かな暮らしの確保にも努める。

(2) あらゆる危機（災害、事故等）への対応

ア 業務に必要な資源（リソース）の検討とそれらの代替資源・手段の確保の検討などによる、あらゆる災害、事故等の危機（すなわち、被害のあらゆる原因）への対応。

イ 資源別対策により、各種の災害、事故等の危機によって結果的に起き

る状況に共通的に効果がある対応を実施。

- ウ 危機の種類やケース（シナリオ）の差（例えば、同じ地震でも震度、震源位置、発生時刻の差）によって重要業務や目標復旧時間が異なり、対応計画や対策が別になる部分もかなりある。しかし、代替資源・手段の確保など、共通に有効な戦略・対策があることを認識し、できるだけまとめて対応することが合理的。
- エ 計画策定後においては、訓練及びその反省・評価により、PDCAによる計画の実効性を確保する。なお、訓練は、多くの場合、危機の種類やケースを特定して行うことになるが、そこから得られた改善は、他の種類、ケースへの対応にも活かすことができ、また活かすべき。
- オ 訓練や継続的な改善を受けて、現状の事業（業務）継続力を更に高めるため、戦略・対策を見直し、必要な事前対策の実施計画を改定して、着実に実施していく。

5 BCP発動時（被害が広域にわたる場合）の各主体の役割

県、市町村は、災害、事故等の危機発生時においては、災害、危機対策を実施し、併せて、各種行政サービスの提供主体として業務を継続させていくが、被害が広域にわたり、資源（リソース）が不足する場合は、知事は県域全体の業務継続の観点から総合調整を行い、県は各主体の業務継続に協力する。市町村は、知事が行う総合調整に協力する。

企業は、自らの業務継続に努めるとともに、社会機能維持のため重要な事業の再開に不足する資源（リソース）がある場合は、知事へ応援を求めるとともに、自治体等の災害対応に必要とされる資源（リソース）を提供できる場合は、積極的に協力する。

医療機関、福祉施設は、自らの業務継続に努めるとともに、業務継続が困難となった場合は知事へ応援を求め、圏域の地域医療、介護サービスの継続に協力する。

住民は、災害時等の被災地域にとっては貴重な人的資源であり、それぞれが持つ能力を発揮し、互いに協力して助け合い、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努め、併せて各主体が実施する業務継続計画（BCP）に協力する。

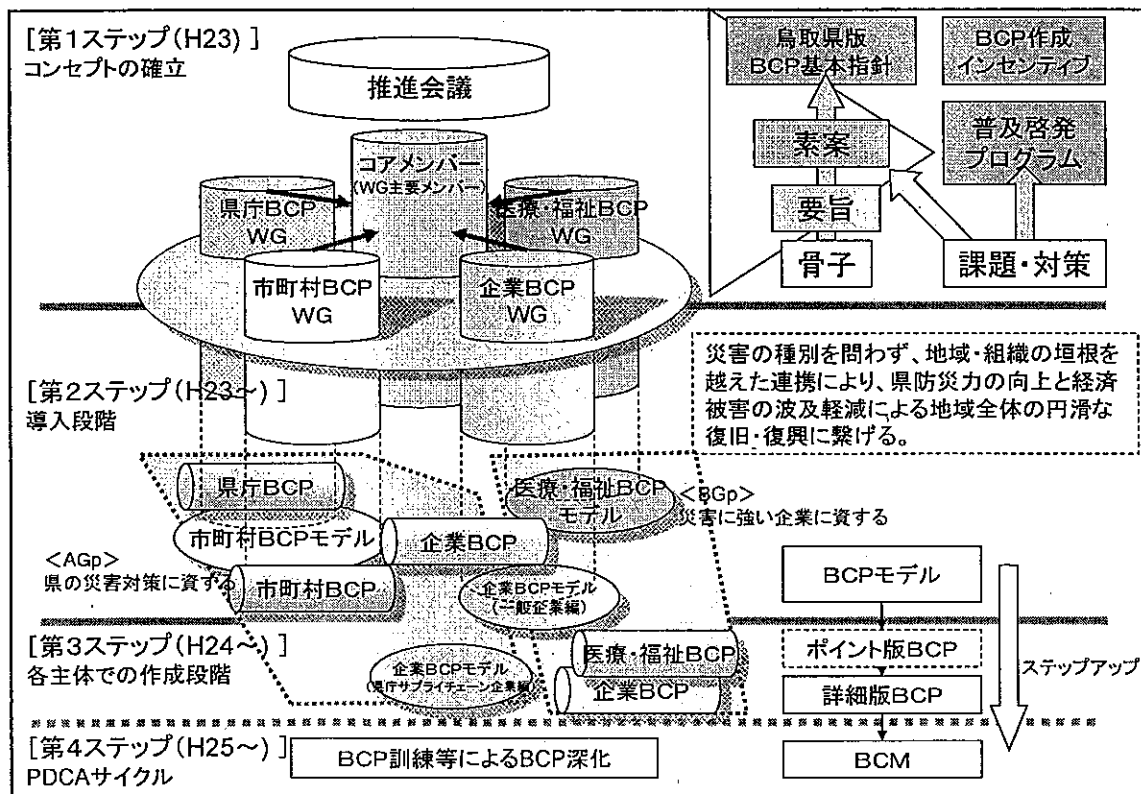
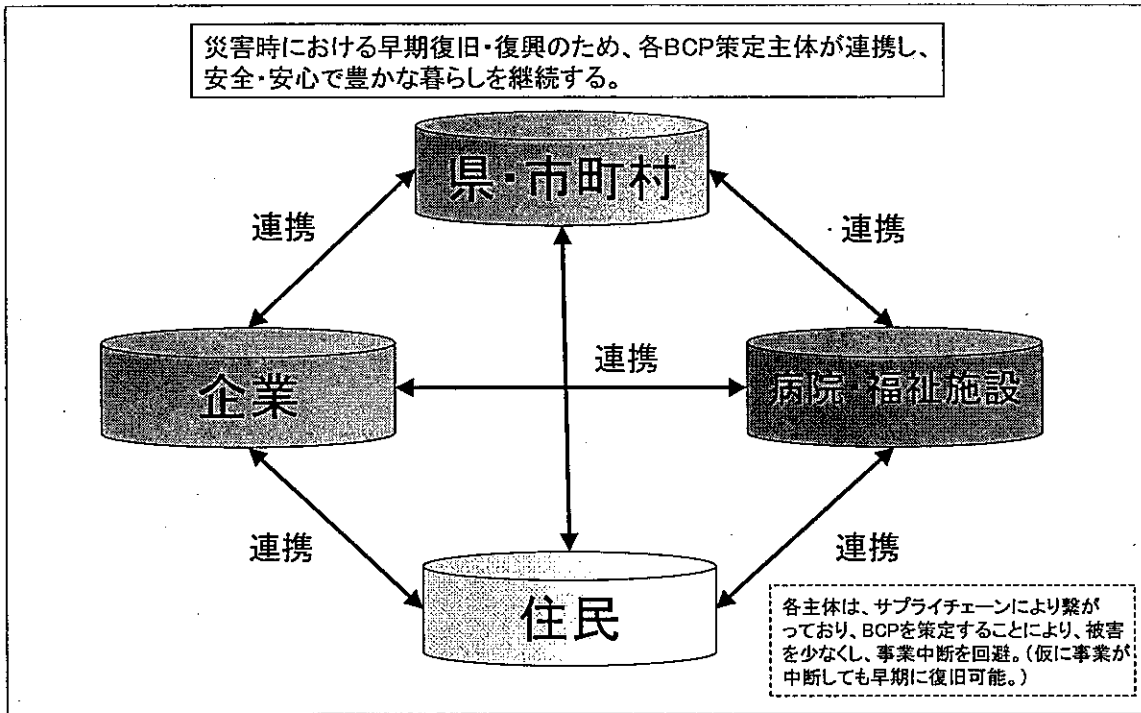
このことにより、各分野の垣根を超え、連携、協力して、県全体で資源（リソース）の調整を行うことにより、住民の生命や生活が守られ、各主体の早期復旧・復興にも繋がっていく。

【各主体連携の具体的な例】

- ・自治体等の土地、施設を企業に提供
- ・学校施設等における医療、介護スペースの提供
- ・ライフライン復旧における企業、医療機関等を含めた優先順位の調整
- ・企業等の未利用施設を自治体、災害支援団体等へ提供
- ・バスやトラックなど事業継続に必要な輸送手段確保に関する調整 等

【イメージ図】

鳥取県版業務継続計画（BCP）のあるべき姿（基本理念）



6 BCPの検討事項

(1) BCPの必須要素

- 各BCP策定主体が作成する計画は、次の要素を網羅することを必須とする。
- ア 自らが重大な被害を受け、資源（リソース）制約が発生することを認識し、重要業務を選定して対応する。
 - イ 重要業務の継続・実施に関して、時間・水準の実施目標を設定すること。
 - ウ 業務プロセスを分析、制約要因の改善策を見出すアプローチを行うこと。
 - エ 事前対策、災害発生後の対応、平常時の維持管理、継続的な見直しの各要素の全てを含むこと。

(2) 必要資源（リソース）の検討

あらゆる災害、事故等の危機に対応するため、重要業務に必要な資源（リソース）が使用・入手不能となった場合の代替資源・手段の確保等の検討を行い、事前に何らかの対策を講じておく。

業務資源（リソース）の例として、非常時優先業務の執行に必要な資源である事業所施設（庁舎）、従業員（職員）、電力、上下水道、ガス、執務環境、エレベーター、空調、情報システム、通信（固定電話、携帯電話、インターネット、ネットワーク回線）、防災行政無線、業務無線、トイレ、飲料水、食料、消耗品等を検討する。

(3) タイムラインの設定

タイムラインは、発災後から緊急対応が落ち着く時期として、約1か月後を考え、この期間を下記表の区分により、想定される行動、活動等を記載する。

一般的に行動、活動等の流れは、情報収集、救助・救護、救援、復旧、復興の順となる。なお、地震その他の災害、事故等の発生から3日間（72時間）は生存者のいる可能性が高い「ゴールデンタイム」となるため、救助活動を最優先とする。

ステージ (区分)		タイムライン (時間・期間)	主な災害対応・対策の流れ (自治体(県・市)の参考例)
発災期	情報収集	発災直後	安否確認、活動体制の確立、情報収集
災害拡大期	救助・救護 ↓	発災後10分～	救出救助、救急医療、広域応援、広報、避難誘導
		1時間～	避難所開設、避難者受入開始
	救援 ↓	3時間～	医療体制確保、物資輸送準備
		12時間～	食糧供給、給水、生活必需物資供給、交通確保（緊急道路障害物除去等）、輸送
災害沈静期	復旧 ↓	1日後～	ライフライン復旧、防疫・衛生、他県応援職員等受入開始
		3日後～	仮設住宅検討、教育、廃棄物処理、ボランティア受入開始
復旧期	復興 ↓	1週間後～	復興支援方策の検討、心のケア、風評被害対策、仮設住宅着工開始
		2週間後～	災害復旧本部設置、仮設住宅への入居や生活再建支援に関する住民説明
		～1か月	各種相談窓口、義援金配分委員会設置等

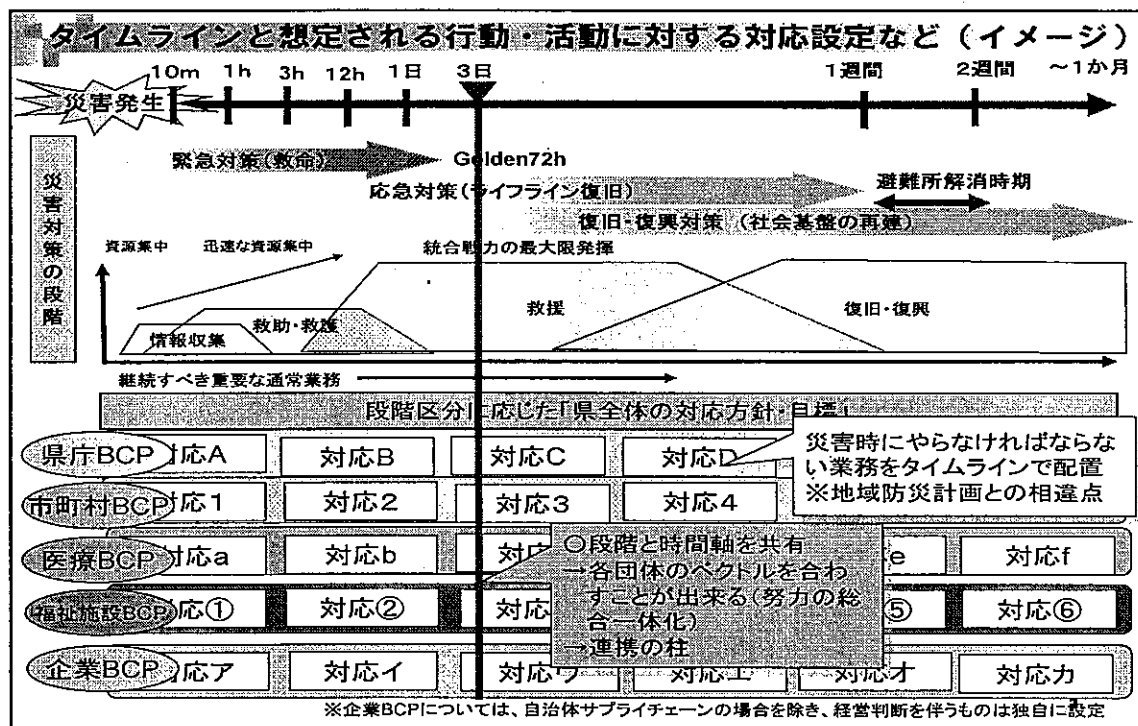
(4) タイムラインの統一

鳥取県版 BCP は、地域の事業を継続させ、オール鳥取県体制で一体的に、迅速な応急対策と早期の復旧・復興を進めていくため、タイムラインを意識した計画とする必要がある。

そのため、作成主体は可能な限り、5 (3) の区分に合わせて、BCP のタイムラインを設定する。このことは、発災後、県、市町村等がそれぞれの時間・期間区分において、どのような業務を実施しているのか、又は実施すべきことなどが明らかになっているため、相互応援等の検討に有効である。

なお、作成主体の判断により、1か月を超える部分のタイムラインを設定することも可能である。

また、企業においては、自治体と防災協定等を締結している自治体サプライチェーン企業の場合を除き、各社の経営判断により独自に設定。



(5) BCP作成の進め方

各BCP作成主体は、当指針を基本としながら、各WGで検討の上、示されたBCPモデル等のガイドラインに沿って、作成を進めるものとする。

7 東日本大震災の主な教訓と反映

(1) 主な教訓

- ①本来の拠点やかなりの職員を失った自治体や事業所が多く、BCPがあれば業務の立ち直り、回復が早期にできた。
- ②代替資源の確保の面では、代替業務拠点、代替(外部支援)人員、代替通信手段等に事前の準備が必要だった。
- ③移動手段(ガソリン、軽油不足)の制約は、従来想定されていなかった。
- ④自治体においては、相互支援をより体系化したBCPが不可欠だった。

(2) BCPへの反映

- ①代替拠点を離れた場所に持つ、代替の取引先も複数持つなど、代替確保の戦略を含ませる。
- ②現地復旧のみの戦略でなく、現地復旧が不可能な被害も想定する。
- ③自治体の場合、災害時の業務負荷が急激に増大する一方、職員の相当数が欠ける事態があることを踏まえ、他の自治体等からの応援による人員確保、支援物資確保を積極的に検討する。

(3) 必要な資源（リソース）への被害の考え方

東日本大震災において課題となった想定を上回る被害を踏まえたBCPを構築するため、災害、事故等の危機による被害については、必要な資源（リソース）に着目して考えるものとする。

非常時優先業務に必要な資源（リソース）について、まずは、その資源が使用不能となった場合の代替手段や対応の検討から始め、早期復旧や被害を軽減するための対策を検討する。

①必要な資源（リソース）への被害状況の目安

東日本大震災において発生した被害の状況に基づいて作成した次の表（「必要な資源（リソース）への被害状況の考え方の目安」）を参考に検討を進める。

鳥取県版BCPでは、地域の事業を継続させ、オール鳥取県体制で一体的に、迅速な応急対策と早期の復旧・復興を進めることとしており、必要な資源（リソース）の被害（正確に言えば、個々の組織にとって必要な各資源が使用不能かどうかの仮定）も、タイムラインの区分ごとに、相互の整合性を取って定めることが基本的に必要である。

なお、想定外の事態を無くすという意味からも東日本大震災で甚大な被害があった地域を参考に設定するとともに、県内の全ての地域において同様の被災をしているという厳しい条件を設定する。ただし、企業、医療機関、福祉施設においては、下記の②に示すように一部を緩和してもよい。

②検討作業の進め方

次表の「必要な資源（リソース）への被害状況の考え方の目安」に基づき、必要な資源（リソース）が使用不能となった場合を想定し、代替手段等を検討するとともに、その対応期間は、概ね1か月後まで（策定主体の判断により延長可）とする。

企業（自治体と防災協定等を締結している自治体サプライチェーン企業を除く）、医療機関、福祉施設においては、「必要な資源（リソース）への被害状況の考え方の目安」を念頭におきながら、各主体の必要な資源が、目安に沿って使用不能と仮定すると事業継続が困難であれば、ある程度緩和して独自に設定する。（緩和しないと事業継続が困難な場合。）

一般に事業継続の検討においては、ライフライン等の停止期間以上に、建物や設備の被害の方が影響が大きいことに留意すべきである。

なお、災害、事故等の危機が発生し、BCPを運用する際には、業務資源に発生した被害（使用可否、復旧の目処など）に応じて、計画に定めた対応の選択枝のどれを発動すべきかを、順次判断し実行することになる。この判断や実行を迅速、的確に行うための準備を事前に行うことがBCPの要諦となる。

【必要な資源（リソース）への被害状況の考え方の目安】

業務資源名	被害の考え方の目安
事業所施設（庁舎）	①事業所施設は継続使用が不能と想定。近隣の代替拠点を利用。 ②事業所施設は継続使用が可能と想定。執務室内はキャビネット等の転倒、机上のパソコン落下、書類等の散乱が発生
従業員（職員）	本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の不通等により、業務に従事できない者が出ると想定。
電力	発災から3か月は外部からの電源供給がない。 (県内の状況：発災～3日目→ほぼ全域停電、1週間→3割復旧、2週間→5割復旧、1か月→6割復旧、2か月→8割復旧、3か月→ほぼ復旧)
上下水道	発災から5か月は使用できない。 (県内の状況：発災～3日目→ほぼ全域使用不可、1週間→1割復旧、2週間→5割復旧、1か月→6割復旧、2か月→7割復旧、3か月→9割復旧、5か月→ほぼ復旧)
ガス	発災から50日は供給がない。 (県内の状況：発災～3日目→ほぼ全戸不通、1週間→3割復旧、2週間→4割復旧、1か月→7割復旧、50日→ほぼ復旧)
燃料（ガソリン、重油、軽油）	発災から7日は供給がない。 (県内の状況：燃料出荷が止まり、道路が寸断され、輸送網の回復のために7日を要する)
電話（固定、携帯）	発災から50日は通話ができない。 (県内の状況：発災～3日目→ほぼ不通、その後、順次回復するものの、通信ケーブルの切断、基地局の倒壊、蓄電池容量の枯渇、局舎倒壊、長時間停電による発電機燃料の枯渇などにより、通信インフラ復旧により、通話がほぼ回復するまで、50日を要する。)

注) 1 各主体におけるBCP作成の基準を示すため、東日本大震災において、被害が甚大であった地域の状況を参考に設定したものである。(ライフライン被害の状況については、宮城県の被害等状況資料、総務省(情報通信)資料などに基づく)

2 各主体における事業所(庁舎)は、事業所施設の①、②で示した使用不能、可能の2パターンを考慮すること。

3 自治体の庁舎などの防災拠点、公共施設などのライフラインについては、一般的に、優先して復旧される。

(参考) 東日本大震災の被害状況

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

I 地震被害の概要

1 発生日時 平成23年3月11日（金）14時46分

2 震源及び規模（推定）

三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）
深さ24km、モーメントマグニチュード Mw 9.0

3 各地の震度（震度6弱以上）

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
埼玉県南部、千葉県北西部

国内最大規模となるM9.0の地震は、太平洋沿岸の広域に大津波をもたらし、多数の人的・物的被害が発生。また、福島第一原発の非常電源に被害を与え、放射能漏れが発生する深刻な事態を引き起こす。

【以下、宮城県の状況】

4 津波の状況

7.2m（仙台港）痕跡等から推定した津波の高さ（平成23年4月5日気象庁発表）

1.6m 以上（石巻市鮎川）津波計等による津波の最大の高さ（平成 23 年 6 月 3 日
気象庁発表）

※最大で内陸 5km まで津波が到達

※県土の約 4.5 %に当たる 327 km²が浸水

5 被害の状況等（以下、8月10日現在 [概ね6か月後の状況]）

(1) 人的被害（継続調査中）

死者 9,296 人

行方不明者 2,418 人

重傷 398 人

軽傷 3,396 人

(2) 住家・非住家被害（継続調査中）

全壊 70,904 棟

半壊 70,531 棟

一部破損 128,320 棟 住家被害計 286,201 棟

床上浸水 6,776 棟

床下浸水 9,670 棟

非住家被害 26,479 棟

(3) 避難の状況（ピーク時）

避難所数 1,183 施設（35 市町村） ※宮城県内市町村数 35

避難者数 320,885 人

(4) ライフライン関係被害（ピーク時）

電気 停電戸数 1,545,494 戸

水道 給水支障 35 市町村

ガス 供給支障 13 市町

下水道 処理場被災 22 ヶ所

(5) その他の主な被害

（土木施設）

・道路施設 県管理道路 110 路線で規制（274 箇所）、落橋 12 箇所

・河川施設 県内 146 河川（617 箇所）で被災

・港湾施設 取付護岸の崩壊、エプロン沈下、コンテナ流出など

・空港施設 浸水により滑走路の使用不可、空港ビルは中 2 階部分まで水没

（農林水産施設）

・漁港施設 142 漁港のすべてが被災

・漁船関係 約 90 %に当たる 12,000 隻が流失・陸に打ち上げられるなどの被害

・耕地面積の 1 割弱に当たる約 14,300ha が浸水

(6) 被害総額 約 6 兆 7,173 億円（注：JR 東日本等が調査中につき未計上）

II 宮城県の復旧状況の概要

1 避難の状況（8月10日現在）

避難所数 203 施設（19 市町）

避難者数 7,361 人

※被害の大きかった沿岸部の市町村を中心に、3月28日に応急仮設住宅建

設着工。8月中旬を目標に累計2万2千戸の完成を目指す。17,276戸(15市町)を完成引渡済み

2 ライフライン関係 (8月10日現在)

- ・電気 津波の被害を受けた地域を除きすべて復旧(6/18)
- ・水道 津波による被害のため、11市町で給水支障あり(未復旧率約4%)
- ・ガス 地震・津波により被害が甚大な地域を除きほぼ復旧済み、現在は1市(気仙沼市)で供給に支障あり
- ・下水道 流域下水道処理施設の処理場内において、沈殿・消毒により簡易処理を行いながら復旧工事を進め、平成25年度までに完全復旧

3 その他 (8月10日現在)

(土木施設関係)

- ・道路施設 県管理道路90路線(193箇所)で規制解除
緊急輸送道路は6月末までに67箇所のうち49箇所の通行規制を解除
その他の道路は6月末までに206箇所のうち139箇所の通行規制を解除、少なくとも片側通行を確保して年内に全ての通行規制を解除予定
- ・河川施設 70箇所で応急工事を実施、69箇所の仮復旧工事完了
浸水区域外の河川は概ね2カ年、浸水区域の河川は5カ年程度で復旧工事を完了予定
- ・港湾施設 応急復旧により仙台塩釜港(塩釜港区)、気仙沼港、女川港については全岸壁利用可能、仙台塩釜港(仙台港区)、石巻港は全岸壁数のうち8~9割程度利用可能、この4港湾は平成24年度内に完全復旧
- ・空港施設 7月25日から国内線の定期便再開 1日41往復(7月25日~8月31日)(札幌⑬、成田②、小松①、中部⑥、伊丹⑬、広島①、福岡④、沖縄①)
9月25日から仙台-ソウル便再開(アジアナ航空による発表)
10月2日から仙台-グアム便再開(ユナイテッド航空による発表)
仙台空港ビル・仙台空港アクセス鉄道の復旧工事は9月末完了予定

(公共交通機関)

- ・鉄道 4月29日、東北新幹線の全線で運行再開
在来線各線も順次運行を再開(但し県内5路線に運転見合わせ区間あり)
- ・バス 4月18日、仙台近郊路線の通常運行開始(一部区間を除く)
仙台近郊以外の路線も順次運行を再開(一部区間を除く)
- ・仙台空港 7月25日より国内定期便が再開、9月25日より国際定期便が再開
- ・離島航路 3月末3航路(気仙沼~大島、石巻~網地島、塩竈~朴島)暫定運航再開
7月25日、女川~江島航路が暫定ダイヤで運航再開
- ・フェリー航路 名古屋~仙台間の太平洋フェリー定期航路が再開

(農林水産施設関係)

- ・津波浸水被害農地約14,300haのうち一部(約1,100ha)において緊急的な除塩対策を実施し、今年産の水稻作付等を実施

(災害廃棄物処理)

- ・発生量推計 概ね1,500万トンから1,800万トン(土砂を除く)
- ・処理期間 1年以内に現場から一次仮置き場に撤去し、二次仮置き場において概ね3年以内(平成25年度末)を目途に処理

8 鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議における体制、推進方針、スケジュール

(1) 体制

企業、金融、IT、医療機関、福祉施設、市町村、県庁の各分野の代表13名の委員とBCP専門家2名のアドバイザーから構成する推進会議を設置（事務局：鳥取県危機管理局危機管理政策課）

推進会議の下に5つのWGを置き、全体をコアメンバー会議（WG主要メンバー）で調整。

(2) 推進方針

ア 平成23年度は、BCP策定推進に係る共通認識を持って、目標等を設定し、計画策定推進のための指針、戦略的な方針を策定することにより、WGを通じて各主体のBCP作成を働きかける。

イ 平成24年度は、計画作成へのインセンティブ（認定制度、入札資格など）の検討など、より一層の推進を図る。

(3) スケジュール

8月25日 第1回コアメンバー会議

→会議メンバーの選定、策定方針の確認等

8月30日 第1回鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議

→認識の共有（アドバイザー講演、意見交換）

10月～ コアメンバー会議（随時開催）

11月19日 第2回鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議

→他県BCP取組事例、基本指針に関する意見交換等

4月24日 第3回鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議

→基本指針、県庁BCP、前年度成果及び本年度以降の取り組みに関する意見交換等

平成24年度 推進会議開催（適宜）、コアメンバー会議（随時）

9 各ワーキンググループ（WG）における体制、策定方針、スケジュール

(1) 県庁BCP

ア 体制

県庁全部局主管課長等により構成し、必要に応じて、個別課題の関係課、総合事務所を招集（事務局：鳥取県総務部業務効率推進課）

イ 策定方針

平成23年度は、BCPの普及と策定のための職員研修を行うとともに、本庁BCPを策定（市町村BCPモデルとの連携、本庁と地方機関の役割分担を併せて検討）

平成24年度は、地方機関（総合事務所）BCPを策定

ウ スケジュール

平成23年度

9月 職員研修（普及）、タイムライン等基本事項の検討

10月 職員研修（策定）、各部局業務分析、個別課題検討

3月 本庁版成案作成

平成24年度

4～5月 職員研修、地方機関作成説明会

5～8月 地方機関BCP作成ワークショップ

- 8月 本庁BCP訓練
- 9月 訓練結果の評価、検証
- 10月 地方機関版成案作成
- 本庁版BCP見直し作業、他主体BCPとの調整
- 2月 本庁・地方機関BCP完成

(2) 市町村BCP

ア 体制

(ア) 全体会

県内19市町村、東・中・西部広域、県（自治振興課、各総合事務所）で構成（事務局：鳥取県企画部地域づくり支援局自治振興課）

(イ) 地区部会

東・中・西部地区部会を置き、同部会において市町村BCPを作成

イ 策定方針

住民に最も身近な市町村が、災害時の優先業務を効率的かつ効果的に行うことができるよう、着実なBCPを策定

ウ スケジュール

平成23年

- 10月 市町村等総務担当課長会議
- 12月 市町村等BCP地区担当者打合会

平成24年

- 1月～ 町村BCPワーキンググループ全体会を開催
→事例紹介（東京都日野市）、市町村BCPのあり方、作成策定方法などを決定
- 1月～ 市町村BCP作成策定作業に着手
→災害時優先業務の項目出し、業務継続体制の点検標準型（叩き台）の検討など
- 5月 市町村BCPワーキンググループ地区部会を開催
→作業結果を持ち寄り検討、課題解決等
- 6月～ 災害時の優先業務及び標準型の確定
業務を継続する体制の検討
- 8月 市町村BCPワーキンググループ地区部会を開催
→作業結果を持ち寄り検討、課題解決等
- 9月頃～ 各市町村BCP（案）作成
→各地区部会において、所要の調整、課題解決など
各市町村ごとにBCP策定作業
- 12月頃 各市町村BCP完成

(3) 企業BCP

ア 体制

鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、セコム山陰、BCP策定済企業などにより構成（事務局：鳥取県商工労働部商工政策室）

イ 策定方針

県内企業にBCPの必要性を実感していただくとともに、策定作業を

軽減するため、業種 BCP モデルを策定し、BCP の普及啓発・策定支援を図る。

ウ スケジュール

平成 23 年度

- 11 月 企業 BCP・WG 立ち上げ
- 11 月 BCP シンポジウムの開催
- 12 月～2 月 業種別 BCP 策定ワークショップの開催（月 1 回）
- 3 月 学習会の開催（東部・中部・西部）

平成 24 年度

- 5 月 第 2 回企業 BCP・WG 開催（H24 取組に係る意見交換）
- 7 月～9 月 業種別 BCP 策定ワークショップの開催（月 1 回）
- 9 月 第 3 回企業 BCP・WG 開催（H25 以降の取組の検討、業種別 BCP モデルの検討）
- 10 月～12 月 業種別 BCP モデルの策定
- 1 月 第 4 回企業 BCP・WG 開催（業種別 BCP モデルの説明、H25 取組に係る意見交換）
- 2 月～ 業種別の学習会等でモデルを活用した普及促進

(4) 医療 BCP

ア 体制

鳥取県地域医療対策協議会（会長：鳥取県医師会会長）の委員により構成（事務局：鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課）

イ 策定方針

医療機関 BCP の項目例を検討し、医療機関にひな形を示す。その後、病院、透析機関など特定分野の診療所については、早急な作成を依頼

※ 想定される項目・・・自家発電・給水対応、転入院対策、医療器具・器材等の物流 等

圏域ごとの地域医療と個々の医療機関の BCP の 2 つの観点を取り入れることを検討。

ウ スケジュール

平成 23 年度

- 8 月 2 日 医療 BCP・WG 立ち上げ（協議会での BCP 検討開始）
- 10 月 25 日 協議会に盛り込む内容、スケジュールを検討
- 1 月 31 日 協議会で病院 BCP のひな形を検討

平成 24 年度

- 5 月中 協議会で病院 BCP のひな形を再検討し、完成
- 7 月～8 月 病院向けの BCP の説明会を開催
- 9 月～ 病院において BCP を策定（災害拠点病院、二次救急病院を中心に策定）
- 3 月 透析・産科医療機関の BCP のひな形を完成

平成 25 年度以降

- 4 月～ 病院において BCP を策定（その他の病院（平成 24 年度中に未策定の病院）において策定）
- 4 月～5 月 透析・産科医療機関向けの BCP の説明会を開催
- 6 月～ 透析・産科医療機関において BCP を策定

(5) 福祉施設BCP

ア 体制

防災関係に関心のある各福祉施設の施設長など、民間関係者有志と福祉施設を所管する県福祉保健部内各課において WG を構成（事務局：鳥取県福祉保健部長寿社会課）

[民間]特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、知的障がい者、身体障がい者授産施設、保育所、児童養護施設の施設長 等

[県福祉保健部]福祉保健課、障がい福祉課、子育て応援課、長寿社会課、子ども発達支援課、青少年・家庭課

イ 策定方針

県外の先進事例について勉強会を開催し、その事例を参考に、鳥取県版福祉施設BCPに係るガイドラインを検討し、作成。必要に応じて、モデル施設の選定等も実施。

ガイドラインを各施設に情報提供し、それぞれの施設におけるBCP策定を推進

圏域ごとの介護サービスと個々の福祉施設のBCPの2つの観点を取り入れることを検討。

ウ スケジュール

平成23年度 WGメンバーによる意見交換会の開催（平成23年12月）
県外施設の視察（平成24年2月）

平成24年度

→ 5月頃 県によるガイドライン（モデルBCP）取りまとめ

6月頃 WGメンバーによる第2回意見交換会の開催

7月～ 福祉施設を対象とした説明会の開催、相談対応等

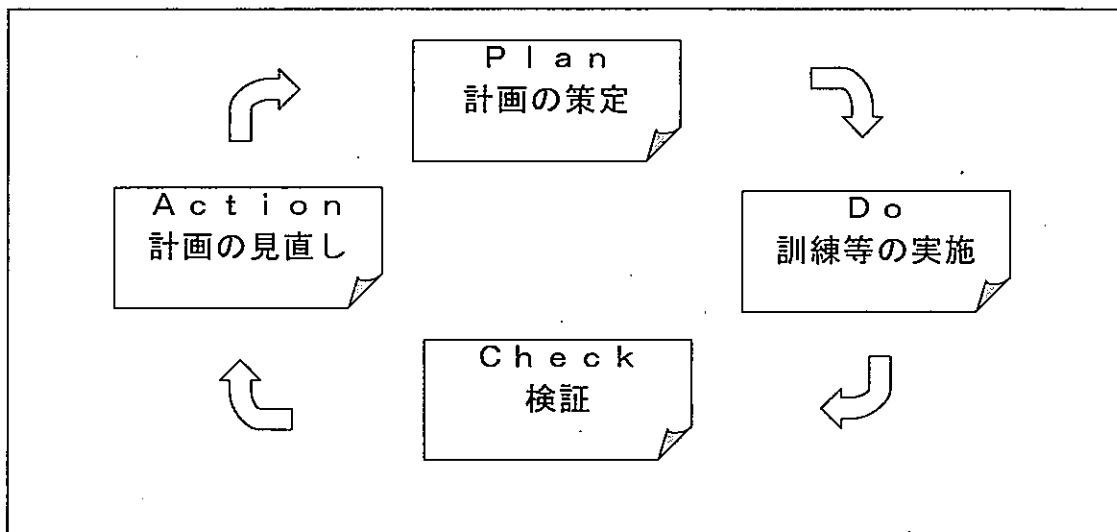
平成24年度～25年度 各福祉施設におけるBCPの策定

10 鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進にかかる全体スケジュール

	1/四半期	2/四半期	3/四半期	4/四半期
H23	#1幹事会 (8月25日) 目的 推進会議の開催に資する	#1推進会議 (8月30日) 目的 BCP作成キックオフ (県)基本事項検討	#2推進会議 (11月19日) 目的 H23進捗確認と修正 (県)骨子	
		(県)各部局業務、個別課題検討	(県)骨子	(県)BCP作成(本庁)
		(市町村、医・福)WG検討作業		(市町村)BCP作成
		(県・市町村)BCP普及研修 (県・市町村)BCP作成研修		(医・福)ガイドライン作成
	(企業)BCP策定支援			
H24	#3推進会議(4月) 目的 H23進捗確認とH24取組確認	#4幹事会	#4推進会議	#5推進会議
		(県・市町村)BCP担当者研修 (県地方機関)ワークショップ	#5幹事会	#6幹事会
		(県)BCP作成(地方機関)	(県)BCP訓練	
		(市町村、医療機関、福祉施設)BCP作成、(企業)BCP策定支援		

11 業務継続計画（BCP）策定後のマネジメント（持続的な改善）

計画策定後においては、定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善等に伴い、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）といったPDCAサイクルを通じて、策定された計画の持続的な改善を推進する。



なお、計画策定後においては、鳥取県に大きな影響を与える可能性がある陸域地震（県東部においては、「鹿野・吉岡断層（1943年鳥取地震）」、県中部は、「倉吉南方の推定断層」、県西部は、「鳥取県西部地震断層」による地震）の想定をBCP実効性の検証材料として使用すること。

それぞれの断層等による地震の被害想定は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成17年3月 鳥取県発行）に詳細が記載されている。

また、報告書による最大震度予測、液状化危険度予測等は、鳥取県地理情報公開システム「とっとり Web マップ」で住所地の被害等の状況が確認できるので、参考にすること。

[鳥取県地震防災調査研究報告書報告書ホームページアドレス

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=31569>]

[とっとり Web マップ・ホームページアドレス

<http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/index.asp>]

參考資料

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議設置要領

（設置及び目的）

第1条 鳥取県内の企業、自治体に対して、業務継続計画（BCP）の取組みの推進に資する検討を行い、全県的に事業を行うことにより、経済・社会的被害の軽減及び地域社会における災害・危機管理対策の充実を図り、もって、鳥取県及び各地域の安全・安心・発展に寄与するため、鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、主に次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）計画作成推進のための戦略的な方針と目標設定
- （2）計画作成へのインセンティブ（認定制度、入札資格など）
- （3）業務継続に関する最新情報の提供
- （4）その他、計画策定推進に関する業務

（組織）

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員及びアドバイザーをもって構成する。

（会議）

第4条 推進会議は、鳥取県危機管理局が招集し、進行する。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 委員は、やむを得ない理由で推進会議に出席できない場合、代理人を出席させることができる。

（構成員以外の出席）

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

（コアメンバー会議）

第6条 推進会議の円滑な運営を図り、その活動を推進するためにコアメンバー会議を置く。

- 2 コアメンバー会議に関し必要な事項は別に定める。

（ワーキンググループ）

第7条 各分野における具体的な検討、策定作業を行うため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第8条 推進会議の事務は、鳥取県危機管理局危機管理政策課において行う。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年8月30日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

1 委員 (13名)

分野	定数	委員
企業	1	鳥取県商工会議所連合会 会長 清水 昭允 (株式会社清水 代表取締役)
金融	1	一般社団法人 鳥取県銀行協会 会長 宮崎 正彦 (株式会社鳥取銀行 頭取)
IT	1	社団法人 鳥取県情報産業協会 会長 後藤 優 (株式会社ケイズ 専務取締役)
医療機関	1	社団法人 鳥取県医師会 理事 日野 理彦 (鳥取県立中央病院 院長)
福祉施設	1	鳥取県福祉施設経営者協議会 理事 田中 伸幸 (鳥取県厚生事業団 常務理事)
市町村	2	市長会長 竹内 功 (鳥取市長) 町村会長 石 操 (日吉津村長)
鳥取県	6	知事(又は副知事)、危機管理局長、総務部長、企画部長、福祉 保健部長、商工労働部長

2 アドバイザー (2名)

氏名	役職等
丸谷浩明	東京工業大学都市地震工学センター特任教授、NPO 法人事業継続推 進機構理事
紅谷昇平	公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センタ ー 研究部 研究主幹

参考ホームページ一覧

【BCP関連】

- 内閣府「事業継続ガイドライン」
<http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku/index.html>
- 内閣府 事業継続計画（BCP）の文書構成モデル例
<http://www.udri.net/portal/kigyoubousai/model-no1-1.pdf>
- 内閣府「地方公共団体の業務継続」
http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku_chihou/index.html
- 中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針」
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>
- 経済産業省「事業継続計画策定ガイドライン」
http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/6_bcpguide.pdf
- 特定非営利活動法人 事業継続推進機構
<http://www.bcao.org/index.html>

【その他】

- 鳥取県地震防災調査研究報告書（H17.3）
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=31569>
- とっとり Web マップ
<http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/index.asp>